

平成27年1月21日

平成27年

第1回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成 27 年第 1 回教育委員会定例会会議録

平成 27 年 1 月 21 日午後 2 時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

尾 形 威	委 員	委員長
芳 賀 淳	委 員	委員長職務代理者
横 川 敏 男	委 員	
藤 崎 雄 三	委 員	
鈴 木 清 子	委 員	
津 村 正 純	委 員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢 古 勝 紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤 松 郁 夫
教育総務課長	青 木 重 樹
副参事(教育施設担当)	下 遠 野 茂
学務課長	水 井 靖
指導課長(幼児教育センター所長兼務)	菅 野 哲 郎
副参事	長 塚 琢 磨
学校職員担当課長	室 内 正 男
教育センター所長	岩 田 美 惠 子
社会教育課長	星 光 吉
大田図書館長	北 村 操

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条及び大田区教育委員会会議規則第 3 条により、第 1 回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 尾 形 威

○委員長

ただいまから、平成27年第1回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は、定足数を満たしている。よって、会議は成立する。

なお、本日は傍聴希望者が12名いる。傍聴の定員は大田区教育委員会傍聴規則第5条により10名と規定されているが、同条ただし書きに委員会が必要と認めるときはこれを変更することができる。本日は、傍聴人を12名まで受け入れられるよう椅子を用意している。私としては、区民の関心に応え、公平・公正な開かれた教育委員会となるよう、傍聴規則第5条ただし書きにより、本日の定例会における傍聴人の定員を12名に増員し、定刻までの傍聴希望者に傍聴を許可したいと考えるが、いかがか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

会議録署名委員に芳賀委員を指名する。

日程第1

「教育委員の報告事項」

○委員長

藤崎委員から報告を求める。

○藤崎委員

少し時間があいてしまったのだが、昨年11月末に私が参加してきたシンポジウムで『～日本のスポーツ安全基準を考える～ 第1回スポーツセーフティーシンポジウム』というのがあり、学校教育であるとかスポーツにおける事故を含めいろいろな情報をいただいたので、それを皆さんと共有したいと思い、報告をさせていただく。

そもそもなぜこのシンポジウムに私自身が参加しようと思ったかというと、今回の主催者であるSports Safety Japanの代表理事で佐保豊さんという方がいらっしゃって、この方が2009年に出版している『日本のスポーツはあぶない』というタイトルの本があり、要するに、我々が根性論としている、部活中は歯を見せるなど、水は飲んではいかんとか、足腰を鍛えるためにはうきぎ飛びだといった、今ではやってはいけないと逆に言われているところがまだ残っているというのがあって、そこは逆に新しい理論で行かないと危ないですよという警鐘を鳴らす本だったのだが、そこが主催するということがあったので興味関心を持って参加した。

このシンポジウムは年に1回ずつ開いていくということで、今回が第1回目であった。各分野の専門家が集まった中で、最終的にはスポーツチームなどの団体や施設、その都度

行われる、大田区でもあるような区民スポーツ大会とか、そのイベント等で運営管理に携わるにあたって、安全安心の状態をどうつくるか、安心してスポーツを遂行していく、ないしは自分で自分の身を守るということを目的としたシンポジウムであった。

朝10時から夕方5時までという1日のシンポジウムだったのだが、講師は5人がいた。講師とタイトル及びざっくりした内容であるが、まず望月浩一郎弁護士による『どうしてスポーツ事故は繰り返されるのか～裁判例からスポーツ事故を考える～』があり、労災事故とスポーツ事故は何が違うのというところをベースに、実際の事例を出しながら説明があった。

次に、内田良 名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授で、学校スポーツに絞った内容で、タイトルは『学校スポーツで何が起きているのか～死亡事故の実態と特徴から考える～』であった。

三人目は、アメリカから参加された細川由梨さんという方で、アメリカのアスレティックトレーナーなのであるが、彼女が所属しているKorey Stringer Instituteという研究機関で、アメリカンフットボール協会やメジャーリーグ協会というところに選手の安全をこういうルールでやらないと危ないですよということをいろいろな実験、経験を束ねた上で、提案をするという機関があり、そこにお勤めになっている日本人の女性であった。タイトルは『アメリカにおけるスポーツセーフティー』であった。

もう一人、一原さんという方で、この方も米国公認のアスレティックトレーナーなのだが、もう日本に戻って来られている方で、昨年まではアメリカの野球のメジャーリーグのマリナーズ、昔イチロー選手がいたところの、マイナーリーグのアスレティックトレーナーをやられていた方で、この方も現場から見た、特に日米比較ということでの話であった。米国プロスポーツ現場における緊急時対応の実際と、事が起きたときにどうするか、起きる前にどうするかという話がメインであった。

最後に、佐保さんという先ほど御紹介した方で、今回の主催者であるSports Safety Japanの代表理事であるのだが、この方のタイトルは、『日本における安全なスポーツ環境の実現』であった。この5人の方が講師であり、流れとしては、最後にパネルディスカッションがあった。

この5人のうち3人をピックアップし、かいづまんだ内容のお話をしたいと思う。

まずは、最初に御紹介した弁護士の望月氏であるが、彼の話をポイントだけ、私の手元にまとめたメモで稚拙なのであるが、それを御紹介したい。

そもそも彼がスポーツ事故というものに携わっていったきっかけは何だったかというと、ある労災で、彼のクライアントであった事故の被害者、この方は脊髄損傷で下半身不随の方なのだが、その方から望月弁護士に対して、私も大変なのだが私よりももっと苦しい人たちを助けてあげてくださいという言葉から始まったという御紹介があった。

脊髄損傷で下半身不随の人が言う私よりもっとひどい人って誰がいるの、ということだったのだが、彼の言葉を借りると、事故被害者の中には大きく三つに分かれていて、一つは、事故被害者ではあるのだが、言葉を恐れずに言うと、貴族と平民と貧民だという。これは何で三つに分けたかというと、事故の後の補償があるかないかというところで三つの位に分けていて、つまりスポーツ事故が起きた場合に、基本的に補償はほとんどないということで、同じ身体障害を受けた場合でも、スポーツ事故の被災者は本当に一番救われな

い大変な状態なのだという。そこから、彼は特にスポーツ障害、それからスポーツ事故に對して少しづつ重点を置いていったという紹介があった。

スポーツ事故の安全を考えるために、大きく三つに分けて、まず事故を起こさない、未然に防ぐ。起きたとしても、それを重大にしない。つまりその後の対応、対処というのをしっかりするということと、あとは紛争にしないと。これは、もちろん彼は弁護士で裁判ということだったので、事を大きくしないにとどまらず、お互いが納得した上で訴訟問題にしないというような状態を持っていくというのを弁護士の立場から考えていますと。

リスク管理と危機管理というのはよく使われる言葉なのだが、彼の定義でいうと、目に見える、想像がつくものがリスク管理であって、これはどうやって管理すればいいかというと、まず過去の事故事例に習うと。とにかくそれを徹底的に情報収集して、何で起きたのかとか、起きないためにどうすればいいのかというところでカバーはできると。

ただ、危機管理となってくると、起きていないことを未然に防ぐということになるので、単純な情報収集だけにとどまらず、そこから何が考えられるか。それがうちで起こったらどうなるか、どういうケースがあり得るかという想像力がここに加わってこないといけないということなので、見えるものと見えないものを防ぐというところで大きく違いがあると。

先ほども申し上げた情報収集について、過去の事例から学べることは何なのかということなのだが、よく学校等での事故というと、例えばゴールが転倒したとか、そこの下に挟まってとかいうことがあり、これはハンドボールであったりサッカーゴールであったりというのがあった。ちなみに、ハンドボールのゴールについて一般的に重さはどれくらいかという紹介では、大体140 kg ということであった。最近、サッカーゴールのほうはもうちょっと大きいわけで、ただ軽量化というのがどんどん進んでいるので、アルミ製のサッカーゴールというのが今よく頻繁に使われているということであったのだが、それでも160 kg はあると。それが倒れてきたら人間はどうなるかということを考えた場合に、運び方はどうするのかとか、使っていないときの設置はどうするのか、競技中はどうするのか。こういったことをどれだけ使用者が、施設管理者や選手、団体も全部含めてなのだが、真剣にそれを考えているのかというところで、起きていないことの想像も入れていかないと、起きてから後ということだと悲惨な状態になるという警鐘であった。

ちなみに文科省の指示としては、このサッカーゴールであるとかハンドボールゴールについては、例えば、しっかりと固定しなさいという指導は出ているが、どれぐらいの重りで何カ所押さえろという指示は、事細かには出でないので、固定しなさいよということだけを言っていて、あとは現場が考えるというのが実態である。

あと、紹介された中でおもしろかったのは落雷事故についてである。例えば、会場に向かって、ピカッと光ってからゴロゴロと来るまでに大体どれくらいかかると思うかという質問を投げかけ、誰も当然答えられなかつたわけであるが、これは大体音速330mということで、約ですが計算をすると、ピカッと鳴ってゴロまでの間が10秒だったら330m掛ける10ですから3.3 km ぐらいのところで雷が発生している、落ちているということになる。

そうすると、例えば学校の体育でも運動会でも何でもいいのだが、雷雲が来て、どれぐらいのところでピカッと鳴ってゴロゴロと来たら一旦競技を中止して教室に入れるのかということがどれだけ決まっているのかというと、ほとんど決まっていない。

ところが、決まっているところがあり、簡単にいうとゴルフ場である。ゴルフ場は、落雷事故を避けるために、必ず雷が鳴った場合にはプレーを中止し、待避場所の茶屋であったりクラブハウスに戻ると。何で厚生労働省はこれを決めているかというと、ゴルファーを守るためではなくキャディーさんを守る。つまり労働災害にしないためにということで、彼らは早くからこれが決まっていると。

ところが、一方、文科省のほうではということになると、つまり学校現場では何ら規定はないという。この実態について、知っておいてくださいと。いい悪いというよりも知っておいてという、こうしたことについて紹介があった。

あとは、資料には載せていないのだが、よく皆さんの中にとまる、耳に入る事件ないし事故としては、運動会中に突風でテントが飛ばされるというのがある。あれは、年に何回もあちこちで見る。何で固定していないのかと。固定しているにしても、何で飛ばないぐらいのことを想定しないのかと。そこでたまたま、ああ大変だった、びっくりしたで終わっているものがあるからいいけれども、あるいは上がって落ちてけがをしたということになると、では、それは自然現象だからしょうがないねで済ませていいのかという、その辺についても本当は考えるべき範疇に入っているのではないかといったことも話があった。

次に挙げたのが、種目別の事故発生割合と訴訟割合についてで、これは必ずしもイコールではないということなのだが、いつの調査年度だったのかとか、対象者が、例えば小・中・高のどれだったのかということについて、これは私が完全にメモを取り漏れており、私のほうで未確認だということを御承知おきの上で見ていただくと、1位から13位まで書いてあるうちの、左側に書いてあるのが事故発生件数、右側はそれが訴訟になっているか否かである。

事故発生件数を上位から見ていくと、確かにそうだなど我々もわかるというか、サッカー、野球、バレーボール、バスケット、柔道、バドミントンとなっていて、何となくイメージがわく。

一方、訴訟となっているのは、トップは水泳。飛び込み事故が一番多いとのことで、それから溺れるというのが来るということ。浅い中で飛び込んで、頭を打ったという感じである。

あとはウインターポーツについて、これは大きくくくっているのだが、コースから出て遭難というものがある。野球というのは、これは基本的に打球が当たったということで、高校で特に多く、これにはバッティングピッチャーがけがをしているとか、私たちが頻繁にプロ野球の中でも見ているトスバッティングのトスをしている人に、まだ競技に不慣れな学生が、そのまんま2、3m先のトスを上げている人に防御も何もない中でトスを上げさせているというところで事故が起きて、訴訟になっていたりということがあるということである。

ここでは、1位から13位まで覚えてほしいというのではなくて、事故発生と訴訟発生はイコールではないということを見てほしかった。つまり、事故は起きているけれども訴訟になっていないということは、それなりにやはり考えている競技、ないしはそれが想定されているということで、協会としてとかというのも考えたりしているところだと思ってもらって構いませんということであった。

労災事故は、年々減っているにもかかわらずスポーツ事故はどんどん増加しているというのが傾向としてある。理由としては、まずスポーツをする人口が増えてきているという、その母数が増えている、母集団が増えているというのがあり、特に危険回避能力の低い人、年配者であったり、ひ弱な若年者であったり、日ごろ足腰が鍛えられていないのに突然部活でみたいなことになってしまったりとか。被災者のうち、小・中・高が54%、半分以上を占めているという数字もあった。

いけいけという猪突猛進型も、いや、危ないからやめておけというほうも両方だめで、事故をゼロにすることはなかなか難しいのだが、紛争になる前に、それがとどまる状態までは持っていきましょう、そのためには何かというと、裁判にならなければいいでしょうではなくて、やって何が起こるのかというのをみんなで最初から想定をしておく。起きたときはどうするかというのを最初から考えておくというのが大切なのではないかということが彼が主張していたことであった。

つまり、体を動かす機会やスポーツの機会を、子どもたちとか大人を含めて奪うのではなくて、危機管理を考えながらそれを遂行するということを、そんな環境をつくっていきましょうというのがその弁護士の提唱であった。

もう少し手短に、今度は学校事故を中心に研究されている内田准教授の話をする。

実際に彼がやっていることは、教育社会学という学問の中の学校事故を扱っている。学校事故を扱っているというのは、非常に単純なことをやっているという話であった。スポーツ振興センターというところに蓄積されている過去20年、30年という、学校事故データというのがあるのだが、データは持っているのだがただデータの蓄積で終わっていると。整理、分析されていない、統計を取っていないということなので、本当に地道に20年分、30年分のデータを、何で起きたかという種目別、なぜ起きたのかとか、どれくらいの性別とか年代とかというのを細かく整理したりしているということであった。

その中で特徴的なことだけに絞ると、彼が特化してきたのは柔道で、1983年から2013年、要は31年間、30年強の間で、日本では柔道競技における死亡事故が118件起きているということであった。要は118人死んでいると。フランスでは柔道人口60万人であり、非常に盛んなところであるのだが、その4分の3は14歳以下ということであり、この30年間は死亡事故ゼロであるという。

実は、この調べる期間の前には、フランスでも一人死亡事故がありました。ただ、その後徹底的に、フランスの柔道協会とか政府も入って研究をし、どうやって死亡事故を減らそうかという動きを30年前からやっていて、その結果として、今のところゼロであるとのことであった。そうすると、柔道が危ないのか、日本の柔道が危ないのかとどんどん切り分けしていくと、指導の問題というところにもどうしても思いがいってしまう。何が悪いということではないのだが、指導の問題もあるのではないのか、という観点にやはりたどり着くという話をしていた。

彼が言いたいのは、柔道は危ないということではなくて、データをちゃんと調べて、集計して、統計をとってやらないと、要は、原因のないまま前に進んでいくと危ないのをずっと放置していくことになりますよということで、彼が言うには、私がやっているのはただ単純にデータを集計しているだけで、ただ集計すると見えてくるものがあり、調べないと同じ事が繰り返されるというのが、彼が一番言いたかったことであった。

資料は飛ばすが、柔道が彼の専門的に調べたところであったのだが、昨年2014年になり、全国柔道連盟と、柔道で事故被害に遭ったという柔道における事故被害者の会の両者が手を組んでいるという。一緒にこれをなくしていくということで、今までずっと敵対だったのが、今は全柔連のホームページを見ると、その中に事故被害者の会の欄が既にあるというぐらいの関係を持ち始めている。

死亡事件というのも、先ほど31年と申し上げたが、ここ3年で見ると死亡事件はゼロになっている。つまり、ちゃんとデータを集めて、調べて、動けば減るのだなというのは知っておいてください。事故を起こさないための流れというのは、まず事件事故が起きたら公表する、公にする、それを集約する、分析する、それを還元する、適用するということで、未然防止につながっていますという話であった。

柔道からちょっと離れて、我々に近いところでいうと、組体操に潜む危険というところがある。これは運動会等の組体操があり、傾向としては、日本全国で巨大化、高層化してきている。

彼が調べたところによると、幼稚園においての最高段数は4段、小学校が9段、中学校が10段、高校は11段の最高記録とデータとしては出ている。ちなみに、中学校の10段については、高さは地上約7mであるそうで、7mをちょっとと思い起こしていただくと、あれは周りで先生方がこうやって立っているだけである。本番だけではなくて、何回も練習をしてきている。うまくいったら非常にきれいだし、保護者である我々も非常に拍手喝采となるのだが、これも水を差す言い方で大変恐縮なのであるが、彼が教えてくれたのは、労働災害規程においては2m以上の高さのところに立つ場合には手すりが義務化されている。ところが、学校教育の中では、ここでいうと7m、8m、高校生だと8mだそうだが、人間が外側からただ手だけこうやって出しながら、そういう危険というのが潜んでいる中に子どもたちを置いているというのは、どう考えるのか。やってはいけないということではなくて、やるのだったら何を手当てるのかということについて、これを機に考えてみたらどうかというのを提唱していた。

先ほどのフランスの話ではないのだが、教育としての暴力とかいう話でいくと、フランスの方々と彼自身がやりとりしていると、教育なのになぜ死ぬのという彼らに対して、我々がよく思っているのは教育指導の一貫だったので仕方なかった。そういう意見に隔たりを感じて、向こうからは疑問の提示をいただいたことがありますよという話であった。

最後に、メッセージとして言われたのが、事故はなぜ繰り返されるのか、暴力はなぜ繰り返されるのかと問われたらどう答えますかという中で、彼が、先生方もたくさんいらっしゃったので、おそれずに言うのであればとした上で、教育界、スポーツ界が怠けているから、怠慢ですというのが一義的な答えであり、本質は何かというと、私たち、私も含めてであるけれども、それは教育の中で起こったから仕方ないのですとしてしまっているから、これがいつまでたっても終わらないという問題提起をされて、ここで終わっていた。これが名古屋大学の方であった。

最後、佐保さんのところは、ここも最後のページだけポイントで申し上げるが、指導者が押さえるべき「トリプルH」と書いてあるのが次のページの真ん中に載っていると思う。ここだけは、私も含めて皆さん方にも心にとめていてほしいのが、どの競技においても、ひじの問題、肩の問題、打ち身いろいろあるけれども、指導者が押さえておかないとけ

ない、競技者、施設団体が押さえておかなければいけないのはトリプルH、三つのHといったのは、まずHEART、心疾患で、急に心臓がとまったりといったことであると。それからHEAD、頭部外傷、脳震盪なども含めたこと。それからHEAT、熱中症。まず、この三つが起きたらどうするのだということを、ちゃんと指導者にしても、我々もそうであるけれども、体育館であるとかスタジアムとかを管理している人間が、その職員たちとともにちゃんと心しておかないといけない大前提である。

競技における、けが、肩、ひじ、首云々かんぬんというのはその先に来る話であって、まずは命を取りとめないといけないという発想から、この三つのHというのは必ず押さえておいてくださいと。それがまだちょっと足りないかもしれませんねということで、それ以外の情報は一応そこには書いたのだが、そういった話を聞いてきた。

最後のページになるが、いろいろ情報をいただいたりとか、私も疑問に思ったりとかで全部賛成ということではないものも中にはあったのだが、最終的に私が聞いてどうだったのという個人的な所感を書いた。

かいつまんで申し上げると、大田区ではスポーツ都市宣言というのをやっており、私自身もそうであるけれども「みるスポーツ」「やるスポーツ」というのを盛んにしていくし、都大会でもいい成績を残しているということになると、リスクを恐れて、ではスポーツに制限を加えるとか、大会を縮小化していくと。これは別に私の望んでいることではないし、皆さんも望んでいることではないと思う。

ただ、気持ち先行型で、冷静に、ではどういうリスクがあるのかと考えながらやっていたかというと、それは自分の反省も込めて甚だ疑問ということもあったし、自分がわからないことを周囲に確認すらしていなかつたという反省の念もあるので、今後どんどんと学校教育も含め、区の事業も含め、体を動かして健康でというところを推奨していく。せっかく大田区教育委員会に属している人間であるので、自分でできること、ないしは人と協力してできることを考えつつ、特に小・中という我々が直接関わっているところ、ないしは社会教育で関わっている大人も含めてなのですが、笑顔で、健康で前に進んでいくためには、気持ちと号令だけではダメで、ちゃんとその裏側で裏打ちされたデータのもとに、何が避けられるリスクなのかというところは考えていかないといけないだろうというのが私の考えたことである。

では、考えただけでは意味がないので、何ができるのかというと、まず自分の子どもが実際に通っている小学校、中学校、高校があるので、そこにおける、例えば体育館で人が倒れたとしたときに、誰が、どこにおいてあるAEDを取りに行って、どんな役割で救うのかということについて、先生や子どもたち自身が動ける簡単な1枚もののマップをつくるとか、そういうところから、まず始めて行きたいと。極端な話、この部屋で今一人倒れたらどう動くのかというのは、恥ずかしいが私は説明をまだ正直できていない状態である。なので、起きないことありきではなくて、起きたらどうするというのをとりあえず心の一部にとめておくというところから始めなければいけないし、それができる資料ないしは紙をつくっていくべきだろうなというのが、前回このシンポジウムに出て感じたことである。

○委員長

続いて、津村教育長より報告を求める。

○教育長

私のほうからは、昨年12月25日午後に池上会館で行われました、平成26年度第2回大田区中学校生徒代表者意見交換会について報告する。

この意見交換会は各校の生徒会が自校の実践を発表し合う意見交換の場であり、事業の開始時期は判然としないところであるが、長い歴史を有する取組である。教育委員会、教育研究会、中学校特別活動研究部の3者が合同でこの事業を実施している。

第2回と申し上げたが、秋口に生徒会の役員は改選をされているので、新しい役員体制では初の意見交換会となる。現役員体制では、あともう一回7月に意見交換会が開催される予定になっている。

当日は、28校全てから生徒会役員が集まり、全体会の後、10人程度のグループ、全部で18グループに分かれて意見交換を行った。意見交換の内容については、自己紹介の後、肩ならしのテーマとして、中学生でまだサンタクロースを信じている人に真実を教えたほうがいいか、教えないほうがいいかについて、それぞれに意見と理由を述べた後で、本題として、まず学校の自慢、次に、自分の学校で一番盛り上がる行事と、盛り上がるためにはどんな工夫をしているか。それから3番目のテーマは、学校をよくするために生徒会が行っている活動のうち、これは効果があったという活動を話す。最後は、学校の生徒の状況で問題になっていることや生徒会の活動をするときに困っていることを出し合って、どのようなことをしたら効果が上がるかを考えてもらうという展開になっていた。

最後のテーマについては、特にいじめの問題についての討論を促していく、学校生活の中でいじめはありますか、学校からいじめをなくすためにはどのような取組をしたらいいですか、生徒会としてできることを考えてくださいというテーマが一步踏み込むかたちで設けられていた。

私も、各グループの話し合いをところどころ聞いていたが、例えば、ある学校の生徒が目安箱への投書が少ないので何かいい手はないかというふうに投げかけると、他の生徒から、こっそり入れられるように場所を変えてはどうかとか、あるいは決められた用紙ではなくて用紙を自由にすれば家で書くことができるのではないか、あるいは全員にアンケートをとればいいのではないかといったかたちで、他校の生徒から活発な助言が出されていたのが印象的であった。

グループ討論の後に、再び全体会が開かれ、代表グループが討論内容の発表を行い、それから指導講評の後、閉会となったのであるが、次回7月の意見交換会では、いじめの問題についての各校の取組について持ち寄って発表することになった。

この意見交換会については、全28校の生徒会役員が一堂に会し、情報や意見を交換する場としてとても貴重であると思う。今年度第1回の意見交換会では、災害時に中学生が学校地域でどのような役割を果たすことができるかというテーマであったが、防災にしても、環境にしても、いじめの問題にしても、生徒の主体的な活動はそれぞれの問題解決に効果的であるし、また、当事者としてこのような討論の経験を積むことは次代を担う人材を育成するという観点からも大切と思っている。今後も継続していきたいと思っている。

○委員長

ただいま、二人の委員より報告があつたが、意見、質問はあるか。

○芳賀委員

藤崎委員のお話、大変興味深く聞かせていただいた。

資料の中にもあつたが、このシンポジウムのあつた少し前に、フィギュアスケートの大会で羽生選手がけがをして出場して、いい成績をおさめたことが大分話題になつた。あのときにも、そんなことをして大丈夫なのかという議論、一方において、さすがは羽生さんだと褒めたたえる意見が両方あつたとは思うのであるが、やはり相当危険なことではなかつたのかと思っている。

ただ学校教育というか、学校との絡みでいうと、私が少し心配しているのは、けがをして戦うというのがかなり賛美されがちなことである。例えば私たちの世代だと、懐かしく覚えている方もいらっしゃると思うのが1984年のロサンゼルスオリンピックで、山下選手が柔道の金メダルを争う決勝戦のときに途中でけがをした。それで、けがをして、もちろん最後は金メダルをとつたのであるけれども、そういう話が道徳の教科書にも載つてゐる。あと、スポーツをやる子どもたちは、スポーツ漫画の影響を当然強く受けている。スポーツ漫画にはほとんど100%ヒーローがけがをする。けがを押して勝つというパターンはもう必ずと言っていいぐらいある。

そういうところで触れて育つてきた子たちなのだという前提で見たときに、要するに、彼らからするとそういう、では試合を続けられるのか、プレーを続けられるのかというときに、非常にいろいろな葛藤があるわけである。そういうときに、誰が決断するのかについて、今回、羽生さんのときにもいろいろ議論があつたのであるけれども、ぎりぎり羽生さん、山下さんクラスの選手が世界的な1回だけの大会でということでは、ひょっとしたら御本人がというのもあり得るかもしれないであるが、やはり学生スポーツの場合はやはり周りが、どちらかというと迷ったときにはブレーキをかけるぐらいの選択のほうが結論的にはいいのではないかと、今私は思つてゐる。そういう観点でもぜひ、多分シンポジウムでそういう議論もあつたのかと思うのであるけれども、そういうところをこの学校スポーツ的に見たときには、配慮しなくてはいけないのでないかなと、そんな感想なり意見なりを持つた。

○藤崎委員

羽生選手問題については、当然、シンポジウムで第1番目に出た話であり、まず、全員が考えられませんでしたということであった。実際に、気持ちは買うけれども、彼は本番で2回転倒していた。転倒して手から落ちたのであったが、頭を打った瞬間に2回目の脳震盪は、アウトなのである。医師の立場からしてもそうだと思うのであるが、その段階で、とにかくみんな冷や冷やして見ていましたということなのであった。それの一番問題だったのは何かとシンポジウムで出たのは、本人に決断をさせたと。本人の横にいるコーチに話をして、これも絶対に今までの頑張りから何から全部見てきているコーチが、専門的なのを一旦忘れて情に流れて出してやりたいというのは本当に危険と。

あのときにびっくりしたうちの一つに、日本スケート協会が派遣団に医師を伴つていなかつたということで、それはどうしたかというと、アメリカのスポーツ協会の医師に脳震

盪ではないかどうかのチェックをして、アメリカの医師から少なくとも脳震盪ではないよというのをもらった上で、本人の意志とコーチの意志で出たということなので、それがいいかどうかの議論は置いておいて、あのとき、まず出たいと言っている人間が、出られるかと聞いたら出ますとしか言いようがないと。同じようなことでは軟式野球の準決勝を50回以上投げたというのもあるし、いろいろさかのばれば、楽天の田中投手があそこで投げるのかというのも含めて、そこは、人ではなく仕組みでどういうふうに選手を守るのか、もちろんコーチも守るのかというのを考えるべきでしょうねというのが出ていた。

絶対に、無理でしようけれども前置きを置いた後に、美談にしてほしくないというのがあった。特にスーパーアスリートなので、子どもに対する影響があると。これを学校の先生が取り上げて、ほら、すごいでしょうというのを一番おそれています。まあ、そういうりますけれどもねというのは参加者5人が共通で言っていた。

○鈴木委員

まず、おおた教育振興プラン2014では、体力向上アクションプランで一校一取組運動というのを実施している。

現代では全体的に大人も子どもも体力の低下ということが言われているわけである。そういう中で、これを取り上げることは体力の向上にも当然つながることだろうと思っている。

今、プロの話が紹介されたが、プロの話の中でたくさん学ぶことがある。それを受けとめて、日常の学校生活の中で、どの程度何が行われているか、あるいはこういう事案があったというのも含めて、常に検証していく必要があるのかなと感じた。

発表の中に、スポーツ事故の原因は無知と無理であるということの話を伺ったけれども、学校のクラブ活動でも、専門的な指導者が少ないので現状であると聞いている。授業の中でのスポーツをする場では、ルールや技術指導などに走りがちで、そこだけに陥りやすいのではないかと感じた。

事前の知識であるとか、留意事項であるとか、そういったものの指導は、現場の方たち、やっている方たちでないとわからないのであるけれども、指導課のほうで、そういう指導をどの程度時間をかけてやっているのかというのも含め、この機会に伺いたいと思う。

それと一つ、こういった考えるきっかけをつくってくださった藤崎委員には感謝を申し上げたい。学力向上に関する関心は非常に高いので、授業参観であるとかはほとんどの方が行かれている。私自身も、今日話を聞いた中で反省もしているのだが、意外と体育の授業はあまり関心を持って伺ったことがない。この場でその反省も含めて伺いたい。スポーツ大会というのは結構皆さん行かれると思うし、関心を持つのであるけれども、通常の授業の中で、先生が困られている部分もあるかと思う。

例えば、子どもたちみんなをプロにするわけではないのであるが、体力向上も含めて様々な指導をする専門的な部分を知っている方がどれほどいるのか、そんなところも含めて、若干伺えればありがたい。それで、今後につなげていきたいと思う。また、人数を増員すればいいだけの問題ではないのであるけれども、専門的な知識を持った人を指導にあたらせるための人員確保といったもの等、あるいはプロの専門的なものに関しては、クラブ活動では必要だろうと思うが、指導者も少ないと聞いている。こうしたことについて伺

えればと思う。

○副参事

いろいろな内容があったと思うが、一校一取組運動の内容や成果、それから専門的な技能だけではなくて安全についてということ、そして、その部活動での専門的な指導、その三つぐらいに分けて、説明する。

まず一つ、一校一取組運動なのであるけれども、全ての学校でやっていて、小学校では、大体マラソンとよく言っておりますが持久力的なもの、あるいは縄跳び、これも回数を重ねると持久力になるのであるが、こういうものも多くやっている。大体、通年通してやっている学校が多いのであるが、朝の時間なども使っている。また、中休み、よく20分とかあるのであるけれども、これを30分にするとか、昼休みを長くするとかというかたちでやっている学校もある。各学校の成果から言うと、子どもたちも先生も一緒になってやることから、学校全体でやる盛り上がりとして動きがよくなったり活力が出ていると聞いている。

中学校に関しては、今申し上げた持久力を上げる内容、縄跳びのほかにサーキットトレーニングのような筋力を高めるものが入るので、部活動等に使えるかたちで、筋力アップして力強く見えてきたという成果が見られている。

それから、二つ目の知識に関するものでは、体育学習においては学習指導要領で健康と安全に配慮することとなっており、全ての領域、例えば器械運動とか水泳とか全てにおいて、自分の体調をチェックする、それから安全を確認する、例えば、跳び箱がずれていなかとか、そういうのをやるということを三つの柱のうちの一つとしている。この三つの柱というのは、運動そのものと技能、思考判断、そして態度という、この三つなのだが、この態度の中で、しっかりと学ばせること、そして先生も気をつけることとしているので、子どもたちが体育の授業で、ルールで安全にやると同時に、自己チェックと器具点検ということをやって、それを実践力として身に着ける体育学習をしているところである。

それから、部活動に関しては、子どもたちのニーズが非常にたくさんあり、まだ経験したことがない方が部活動の指導者になる場合がある。東京都で部活動指導の講習会を開いているのであるが、それに学びに行っていただくこと、それから、外部指導者、例えば、一番高いところでいうとプロバスケットチームに入っていただき、いろいろな御助言をいただきながら部活動をやっている学校もある。地域の様々な専門家に入っていただいてやっている場合もある。それと、自分で勉強するということで、部活動を安全に、しかも部活動は夢を持って入ってくる生徒が多いものであるから、そのニーズに応えられるようについてやっている。

○横川委員

藤崎委員の報告を聞き、具体的にいろいろ気がついたことがある。学校の安全に関して、具体的に大田区教育委員会としてどういうことができるかということについてであるが、例えば、突風でテントが飛ばないようにするにはどうすればいいかとか、これは各現場任せになっているのだろうと思うのであるが、これを防止するためには、やはり大田区教育委員会として各学校の運動会のときなど、そういったテントを扱うときには、必ず固定し

なさいと具体的な指示を出してあげると。いろいろな検討はもちろんやりながらであるだろうけれども、具体的にどういったことを直接現場任せにしないで統一した指示が出せるのか。一つひとつ、例えば現場から各競技や各設備というところでどういう問題点があるのかをアンケートなりをとって、具体的に指示を出してやればいいのではないかと思う。

そのときの状況によって、突風が吹くか吹かないかはその日の天候によってわからないけれども、万が一飛ぶかもしれない、必ずそれは具体的に、飛ばないように留めなさいという具体的な指示として与えたらいいのではないかと思う。

安全については、今の話を聞いていると、器具や装置の安全、それから各生徒たちの技術や体力の安全の二つに大きく分けられると思う。体力や技術については専門家の指導を仰ぎながらであるだろうが、器具や装置については、実際に今すぐにでもできる話で、もう一回総点検をさせて、例えばゴールポストが絶対的に倒れないようにするにはどうするかといった具体的な指導、指示をすればいいのではないかと思う。それは今すぐにでもできることではないかと感じた。

○鈴木委員

教育長の発表の中で、中学生の意見交換会でいじめの問題を話し合う場面があったという。これに関連し、私のほうで情報として、お話をしたい。

例年、法務省の人権擁護委員会、全国人権擁護委員連合会で、SOSミニレターという事業を全国の小・中学校に配付している。これは、親にも話せない、友達にも話せない、先生にも話せない、一人で悩んでいるお子さんが、手紙を書いて法務局に出すもので、法務局では、人権擁護委員がその手紙を見て、返信をしている。顔が見えないものであるからなかなか難しいところもあるのだが、その手紙の内容であるとか、文字であるとか、文字の大きさであるとか、書き方であるとか、様々なところからそのお子さんを想像しながら返事を書いている。その文面については、文章であるから非常に難しいのだが、その悩みが少しずつ解消されるかたちを配慮してやっている。

例年は一斉に配布すると、東京法務局内では大体1,000通は来る。多いときになると1,500、2,000通という手紙が来る。先月であったか、法務大臣の視察があった。毎日、相当な数であるので、委員が1日10名程の交代で数週間、その返信を書いたといったこともあった。

そんな中で、内容がどう変わってきたいるのかというと、かつては個人の問題が多く、自分自身がこんなことで悩んでいるのだという部分、いじめの問題であるとかが確かに一時は多くあった。しかしながら、少しずつ今は変わってきており、家庭の問題が割合多くなってきた。親子の問題といったことである。進学であるとか、様々な問題があるわけなのだが、比較的親子の問題が多くなってきていて、保護者に関する人権の啓発みたいなものを今非常に重く捉えている。学校側も、学校の中のいじめであるとか、対処が大変であろうが、そこは各関係機関にも連携をとって、重い問題にならないよう対処していく必要がある。職務上の縦割りというかたちではなく、しっかりと横の手をつないだ組織を十分活用していく必要があろうかと思っている。

人権に関わる問題は、重いものであるとこれから自殺しますというのも確かになくはな

く、ある。そういった場合には、即、事務官ともども対処をしていくわけであるけれども、そのほかにもささやかな子どもの小さな悩みというのが、こんなことかということも確かにある。それも懇切丁寧にしていくことが一人ひとり明るく学校生活ができていくことになる。そしてひいては学力のほうに目を向けていかれるので、こういったかたちに持っていくよう現在努力をしている。

全国的にも、小・中学校人権教室ということで、学校の中に入り始めている。一地域の、一人の親の意識、隣のおばさんの意識といったかたちで子どもたちと一緒に考えましょうというかたちで、委員が活動を始めている。

これから拡充をしていく予定であるので、とりあえず御報告したいと思う。

○委員長

いじめ防止というのは今の社会の大きな課題であるし、大田区の課題でもある。いじめ防止の取組について、細かな紹介であった。

ほかに意見、質問はないか。

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2

「部課長の報告事項」

○委員長

学校職員担当課長の報告を求める。

○学校職員担当課長

資料) 区立小中学校用務業務等委託に伴う業務委託候補者の選定について

私は、区立小中学校用務業務等委託に伴う業務委託候補者の選定について、報告する。

平成27年度から、区立小中学校において学校用務業務等委託を実施するため、下記のとおり業務委託候補者を選定した。

1の選定の経過についてであるが、募集要項の公表を平成26年11月17日に行い、募集内容の説明会を平成26年11月21日に行った。提案書類の受付期間は、平成26年12月5日から12月17日の間であった。この間、17の事業者から提案があった。第1回選定委員会を平成26年12月25日に開催し、ここで一次審査として書類審査を行った。この段階で、17者から7者を選定して二次審査に進む事業者として選定した。第2回選定委員会を平成27年1月8日に開催し、二次審査として面接審査を行った。7者の事業者から提案内容について説明を受け、委員による質疑応答を行い、この中から、上位4者を2の業務委託候補者に選定した。

業務委託候補者として、学校2校を1グループとして選定した。(1)馬込小学校と

馬込第三小学校については、法人名が株式会社リンレイサービス城南支店、所在地が大田区大森北五丁目2番4号。（2）梅田小学校と池上小学校については、法人名が株式会社オーエンス大田支店、所在地が大田区蒲田五丁目36番2号。（3）馬込中学校と大森第四中学校については、法人名が株式会社武翔総合管理、所在地が練馬区豊玉北四丁目11番7号。（4）馬込東中学校と貝塚中学校については、法人名が協和産業株式会社、所在地が杉並区上井草二丁目19番20号。この4者の事業者を業務委託候補者として選定し、今後予算議決を前提として、契約に向けた調整を行う。

3の業務委託期間であるが、平成27年4月1日から平成28年3月31日の1年間である。ただし、大田区プロポーザル方式実施ガイドラインに基づき、初年度を含め5年間は、引き続き契約することができる期間としている。

○委員長

社会教育課長の報告を求める。

○社会教育課長

資料) 平成26年度大田区青少年をめぐる環境浄化強調旬間中の事業計画について

私は、平成26年度大田区青少年をめぐる環境浄化強調旬間中の事業計画について報告する。

次代を担う青少年を健全に育成するため、青少年を取り巻く現下の社会環境をめぐる課題について、区民の方々に理解を深めていただき、区民及び行政が協働し、地域力を結集して、青少年の健全な育成を妨げるような有害環境の浄化を促進し、良好な社会環境を醸成する、という目的で進める。

旬間の期間は、平成27年3月1日（日）から3月10日（火）まで、「声掛けて　あの子もこの子も　地域の子」というスローガンで進める。

広報紙等によるPR、懸垂幕によるPR、看板によるPRによって事業を周知する。

不健全雑誌・ビデオソフト等販売自粛要請活動についてはコンビニエンスストア、書籍販売店、ビデオソフト販売・レンタル店等に対して行う。実施期間は、環境浄化強調旬間中の期間の3月1日から10日までである。実施機関は、大田区青少年をめぐる環境浄化推進委員会。各店舗への要請活動を、青少年対策地区委員会が中心となって、訪問により実施する。

また、資料の裏面のとおり青少年健全育成大会を実施する。青少年の健全育成と青少年をめぐる社会環境浄化について、青少年健全育成関係者をはじめ、広く区民が一堂に会して理解と認識を深めるとともに、青少年育成活動のより一層の促進を図るために開催する。実施日時は、平成27年3月1日（日）午後1時30分開会、会場は大田区民プラザの大ホールである。

今年のプログラムは、一部では、東京都ファミリーeルール事務局の方に講師をお願いし、ネット・ケータイ安全講座というテーマで講演を実施する。またアトラクションとして、先日、世界大会にも出場したダブルダッチのZERO-ONEの出演を予定している。

二部では大会宣言があり、大田区青少年表彰式、その後に、青少年表彰受賞者の代表によるスピーチを行う。閉会は、午後4時頃となる。

なお、健全育成大会の参加対象者は小・中 P T A 役員、青少年対策地区委員、その他区民の方々であり、先着500名を予定している。

○委員長

大田図書館長の報告を求める。

○大田図書館長

資料) 図書館の休館日の変更について (報告)

私からは、図書館の休館日の変更について、報告する。休館日を変更する図書館については、大森東図書館と蒲田駅前図書館である。

まず、大森東図書館については、床材の長尺シートが経年劣化していることから、利用者の安全性を確保し安心して御利用いただくために、張替工事を実施するものである。工事にあたり、併設する大森東地域センターと大森東一丁目児童館と玄関などを共有している施設であるために、センターと児童館と工事日程を調整した結果、休館日を2月12日(木)から2月13日(金)に、1日だけであるが変更させていただくことにした。

また、利用者のサービスを低下させないために、工事中も利用者の安全を確保した上で開館し、予約図書の貸出、返却、予約の受付や利用者の登録等の業務は通常どおり行うが、工事予定期間中の2月2日から2月24日の間は、閲覧室及び公開書架室が利用できなくなる。利用者の皆様には、御不便をおかけすることになるが、閲覧室等については近隣の図書館の利用をお願いしていくつもりである。

次に、蒲田駅前図書館については、併設する消費者生活センターの、2月は電力施設の点検、3月は消防設備の点検及び館内の一斉殺虫消毒を実施するため、それに合わせ2月19日(木)を2月23日(月)に、3月19日(木)を3月9日(月)に休館日を変更するものである。

○委員長

ただいまの報告に対して意見、質問はあるか。

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3

「議案審議」

○委員長

第1号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第1号議案 大田区付属機関の構成員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則について、説明する。

地方自治体の中におきましては、区長あるいは教育委員会は執行機関という位置づけになつており、その執行機関の中に様々な案件を審議する機関として、それぞれの部局に付属機関が設置されているところである。

今回の改正の内容については、第2条第30号に規定されている青少年問題協議会委員について、新しくその座長を設置するということであり、日額2万2,000円とし、青少年問題協議会の委員について、日額1万5,000円ということで、こちらは変わらないが、改めて規定するということである。

提案理由としては、会長が指名する委員を座長とすることとしたためであり、会長については大田区長である松原区長が務めているところであるが、その会長が指名する委員を座長とするというかたちに改めたことに伴い、規則を改正する必要があるためにこの案を提出するものである。

○委員長

ただいまの説明に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第1号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第1号議案について、原案どおり決定する。

第2号議案について、説明を求める。

○教育総務課長

第2号議案 平成26年度 第五次補正予算要求原案について、説明する。

別添の内訳書のとおり、第五次補正予算案のうち、繰越明許費と一般会計歳出の補正案をあわせて提案するものである。

繰越明許費については、予算成立後の事情により年度内に支出がなかなか難しい、終わらないと見込まれる経費について、あらかじめ議会の議決を得ておいて翌年度に繰り越すことができるといった制度であり、今回の案件については、東六郷小学校の改築に係る土壌処理工事が延びてしまうであろうということが見込まれるということで、内訳書のとおり3,405万4,000円を翌年度に繰り越すという処理を行うものである。

一般会計歳出については、職員人件費の時間外勤務手当に該当する歳出であるが、事務局費で482万2,000円、社会教育総務費で888万4,000円、合計1,370万6,000円の補正要求をするものである。

○委員長

ただいまの説明に意見、質問はあるか。
(「なし」との声あり)

- 委員長
第2号議案について原案どおり決定してよろしいか。
(「異議なし」との声あり)
- 委員長
第2号議案について、原案どおり決定する。
これをもって、平成27年第1回教育委員会定例会を閉会する。
(午後3時12分閉会)